# 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 （平成十九年内閣府令第十九号）

#### 第一条（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）

探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第一条の二（届出書等の提出）

法及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出書又は申請書を提出する場合においては、当該届出書又は申請書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。

#### 第二条（探偵業の開始の届出）

法第四条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

##### ２

前項の届出書は、当該探偵業を開始しようとする日の前日までに提出しなければならない。

##### ３

法第四条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

* 一  
  探偵業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
* 二  
  探偵業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

#### 第三条（探偵業の廃止等の届出）

法第四条第二項に規定する届出書の様式は、探偵業を廃止した場合の届出に係る届出書にあっては別記様式第二号のとおりとし、変更があった場合の届出に係る届出書にあっては別記様式第三号のとおりとする。

##### ２

前項の届出書は、当該探偵業の廃止又は変更の日から十日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に提出しなければならない。

##### ３

法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。

* 一  
  営業を廃止した場合における届出書  
    
    
  法第四条第三項の規定により交付された書面
* 二  
  届出事項に変更があった場合における届出書  
    
    
  次に掲げる書類

#### 第四条（探偵業届出証明書の交付等）

法第四条第三項に規定する書面（以下この条において「探偵業届出証明書」という。）の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

##### ２

探偵業届出証明書の交付を受けた者は、当該探偵業届出証明書を亡失し、又は当該探偵業届出証明書が滅失したときは、速やかに別記様式第五号の探偵業届出証明書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、探偵業届出証明書の再交付を受けなければならない。

##### ３

前項の規定により探偵業届出証明書の再交付を受けた者は、亡失した探偵業届出証明書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。

##### ４

探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。

#### 第五条（名簿の記載事項等）

法第十二条第一項に規定する名簿には、次の事項を記載し、かつ、三年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（無背景のものに限る。）をはり付けなければならない。

* 一  
  氏名、住所、性別及び生年月日
* 二  
  採用年月日及び退職した場合には退職年月日
* 三  
  従事させる探偵業務の内容

##### ２

探偵業者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る名簿を備えておかなければならない。

# 附　則

この府令は、法の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年三月一六日内閣府令第七号）

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年三月二一日内閣府令第八号）

この府令は、平成二十四年六月一日から施行する。

# 附則（平成二四年六月一八日内閣府令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

# 附則（令和元年五月二四日内閣府令第五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二一日内閣府令第一二号）

##### １

この府令は、令和元年七月一日から施行する。

##### ２

この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附則（令和元年一〇月二四日内閣府令第三六号）

##### １

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。  
ただし、第一条中質屋営業法施行規則第二条第四項の改正規定及び同規則第二十一条の改正規定（「第一条第三項の市場」を「第二条第二項第二号の古物市場」に、「市場主」を「古物市場主」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。